平成２２年（フ）第３０８号
広島県福山市曙町６丁目10番24号　ノールリヴィエール210、前住所広島県福山市芦田町大字福田2816番地13
破産者　高橋以久江
1　決定年月日　平成24年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８６号
福島市土湯温泉町字見附25番地
破産者　齋藤建一郎
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６１８号
横浜市戸塚区秋葉町80番地２　コーポスガノ102号、開始決定時の住所横浜市保土ヶ谷区法泉２丁目21番11号　法泉台ハイツ402号
破産者　酒主　隆夫
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０６号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目50―１　天王町スカイハイツ５号棟1010号室、住民票上の住所横浜市西区中央２丁目６番５号
破産者　竹村　勝典
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９３号
横浜市南区南太田４丁目34番36号
破産者　加藤　公己
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１号
富山市豊田本町４丁目18番１号
破産者　宮崎　正美
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９２号
富山市豊田本町４丁目18番１号
破産者　宮崎　温美
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８号
愛知県安城市横山町大山田中61番地２　ＰＡＳＴＯＲＡＬⅡ―301
破産者　杉浦カツヨ
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
京都市山科区西野櫃川町９―64、開始決定時の住所京都市山科区北花山中道町84番地の12
破産者　藤田　義明
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
和歌山県田辺市明洋２丁目12番34号
破産者　中華料理とん文こと　小松　育子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４３７号
福岡県小郡市寺福童496番地11
破産者　副枝　幹彦
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３１７号
熊本市帯山１丁目23番１―501号
破産者　西田アサオ
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９４号
宮崎県延岡市山下町２丁目６番地８ヤマダビル501号、開始決定時の住民票上の住所宮崎県延岡市山下町３丁目４番地１
破産者　本田　真澄
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２４８号
富山市犬島３丁目７番６号
破産者　小杉　佳之
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年４月24日午前10時30分
平成24年２月29日　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４３号
福岡市南区多賀１丁目20番12―101号、前住所福岡県春日市須玖南３丁目170番地２グリーンマンションラフィネ春日605号
破産者　伊藤　守人
1　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
2　一般調査期日　平成24年４月20日午前11時30分
平成24年２月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７３号
福岡市中央区桜坂３丁目12番78号
破産者　藤本　裕幸
1　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
2　一般調査期日　平成24年４月27日午前11時
平成24年２月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４号
三重県津市白山町佐田31番地
破産者　村山建築こと　村山　卓也
1　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
2　一般調査期日　平成24年５月25日午前10時15分
平成24年３月２日　津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８７号
長野県松本市出川町18番２―206号
破産者　水澤　淳
1　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
2　一般調査期日　平成24年６月４日午後１時30分
平成24年３月５日　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６７号
長野県塩尻市大字洗馬2023番地２
破産者　大槻　弘志
1　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
2　一般調査期日　平成24年６月４日午後１時45分
平成24年３月５日　長野地方裁判所松本支部